参考資料

農林水産省独立行政法人評価委員会について

１　設置根拠

農林水産省独立行政法人評価委員会（正式名称：独立行政法人評価委員会）は、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第１２条の規定に基づき、農林水産省に設置される委員会。

２　所掌事務

独立行政法人の業務の実績に関する評価その他独立行政法人通則法又は個別法によりその権限に属された事項を処理する。

３　分科会

委員会に次の４分科会を置き、それぞれ次の法人を所掌する。

①農業分科会　：農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構（国土交通省主管）

②農業技術分科会：農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、土木研究所（国土交通省主管）

③林野分科会　：森林総合研究所

④水産分科会　：水産大学校、水産総合研究センター、北方領土問題対策協会（内閣府主管）

４　委員

（１）本委員３０名以内のほか、臨時委員、専門委員で構成

（２）学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命

○独立行政法人通則法（根拠条文）

（独立行政法人評価委員会）

第十二条　独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会とする。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

２　評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二　その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

３　前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

（中期目標）

第二十九条　主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　（略）

３　<u>主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</u>

（中期計画）

第三十条　独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　（略）

３　<u>主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</u>

４・５　（略）

○農林水産省独立行政法人評価委員会令（根拠条文）

（委員長）

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

２　（略）

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条　１～５　（略）

６　委員長は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

○農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則（根拠条文）

（分科会）

第九条　１・２　（略）

３　分科会長は、当該分科会に係る審議事案の議事が終了したときは、その審議の経過及び結果について委員会に報告しなければならない。

４　（略）

独立行政法人評価委員会から分科会への議決権限の委任

１．分科会へ議決権限を委任する事務の考え方

（1）委員会が議決を行う事務 …… 法人の組織及び業務に大きく関わるもの
（2）分科会が議決を行う事務 …… 法人の個別性が高いもの、迅速な対応が必要となるもの

２．法人に共通する評価委員会の事務（独立行政法人法通則法に基づく事務）と分科会への議決権限委任

評価委員会の事務（独立行政法人通則法の根拠規定）		議決権限委任 （○:する、×:しない）
業務実績評価	（1）中期目標に係る評価（第34条第１項）	×
	（2）中期目標に係る評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（第34条第３項で準用する第32条第３項）	×
	（3）各事業年度に係る評価（第32条第１項）	○
	（4）各事業年度に係る評価結果の法人及び総務省評価委員会への通知、法人に対する業務運営の改善その他の勧告（第32条第３項）	○
主務大臣に対する意見提出	（1）中期目標期間終了時の組織及び業務の全般にわたる検討に際しての意見提出（第35条第２項）（各法人個別法による読替を含む）	×
	（2）中期目標の策定・変更、中期計画の認可、業務方法書の認可に際しての意見提出（第29条第３項、第30条第３項、第28条第３項）（各法人個別法による読替を含む）	○
	（3）財務諸表の承認、剰余金の使途の承認、短期借入金に係る認可、財産の処分等の認可、積立金処分の承認、長期借入金及び債券に係る認可、長期借入金及び債券の償還計画に係る認可、賦課金の徴収等に要する費用の承認に際しての意見提出（第38条第３項、第44条第４項、第45条第４項、第48条第２項、各法人個別法）（各法人個別法による読替を含む）	○
	（4）役員報酬等の支給基準に対する意見提出（第53条第２項、第62条）	○
	（5）政府出資に係る不要財産の国庫納付及び民間出資等に係る出資者への払戻しについての認可に際しての意見提出（第46条の２第５項、第46条の３第６項）	○

３．農業者年金基金及び農業・食品産業技術総合研究機構に係る他省評価委員会からの意見聴取（各法人個別法に基づく事務）と分科会への議決権限委任

評価委員会の事務		議決権限委任 （○:する、×:しない）
他省評価委員会からの意見聴取	(1) 中期目標に係る評価を行おうとする際の意見聴取	×
	(2) 中期目標に係る評価結果の通知とともに、法人に対する業務運営の改善その他の勧告をしようとする際の意見聴取	×
	(3) 各事業年度に係る評価を行おうとする際の意見聴取	○
	(4) 各事業年度に係る評価結果の通知とともに、法人に対する業務運営の改善その他の勧告をしようとする際の意見聴取	○

※　農業者年金基金については厚生労働省評価委員会から、農業・食品産業技術総合研究機構については財務省評価委員会及び政令で定める業種に属する事業を所管する省の評価委員会から、それぞれ意見聴取を行う。

４．水資源機構、土木研究所及び北方領土問題対策協会に係る他府省評価委員会に対する意見提出（各法人個別法に基づく事務）と分科会への議決権限委任

評価委員会の事務		議決権限委任 （○:する、×:しない）
他府省評価委員会に対する意見提出	(1) 中期目標に係る評価を行おうとする際の意見提出	×
	(2) 中期目標に係る評価結果の通知とともに、法人に対し業務運営の改善その他の勧告をしようとする際の意見提出	×
	(3) 各事業年度に係る評価を行おうとする際の意見提出	○
	(4) 各事業年度に係る評価結果の通知とともに、法人に対し業務運営の改善その他の勧告をしようとする際の意見提出	○

※　水資源機構及び土木研究所については国土交通省評価委員会に対し、北方領土問題対策協会については内閣府評価委員会に対し、それぞれ意見を提出する。